

どなたの証明が必要ですか	本籍	千葉県香取郡神崎町神崎本宿〇〇番地〇			
	筆頭者氏名	(戸籍の初めに書かれている人。亡くなくても筆頭者名は変わりません。) 神崎 太郎			
	必要な方の氏名	神崎 花子 (明・大・昭・平・令〇〇年〇〇月〇〇日生)			
	必要なもの		謄本(全員)	抄本(個人)	手数料
		戸籍	通	1通	1通 450円
		除籍	通	通	1通 750円
		改製原戸籍	通	通	1通 750円
戸籍の附票 <small>記載が必要な場合は</small> ※ <input checked="" type="checkbox"/> 本籍及び筆頭者		通	1通	(注)1通 300円 ※ <input type="checkbox"/> がない時は本籍及び筆頭者が記載されませんのでご注意ください。	
身分証明書	<small>本人以外の方が身分証明書を請求する場合は委任状が必要です。</small>		通 (注)1通 300円		
その他		通	手数料要確認		

(注) 当町の金額です。市町村によって異なりますので、事前に確認をお願いします。

請求者	住所	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地		
	氏名	神崎 花子 (神崎) 印		
	必要な方との関係	本人 夫 妻 子 孫 父母 祖父母 その他 ()		
	電話番号	(9:00~17:00に連絡のとれる番号) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 自宅・会社・携帯		
使用目的	誰(神崎花子)のパスポート・結婚・年金・相続・就職・その他の手続き ・該当箇所に〇印をして下さい。 ・必要な記載事項がある場合は、詳しく記入してください。 ()			
相続等で出生から死亡まで等連続した戸籍が必要な場合は記入してください	<ul style="list-style-type: none"> ・(氏名:)の出生から死亡までの連続した戸籍 各 通 ・(氏名:母 神崎 町子)の(出生)から(婚姻)までの連続した戸籍 各 1通 			

相続等で連続した戸籍が必要な場合に記入

注意事項 (同封するもの)

- ① 手数料分の定額小為替または普通為替郵便局で購入できます。何も書かずにそのまま送付して下さい。切手や収入印紙は取り扱っておりません。
- ② 返信用封筒
切手を貼って返信先の住所・氏名を明記したもの。返信先は現住所(住民登録地)に限ります。
- ③ 本人確認書類(有効期限内のもの)
マイナンバーカード(写真のついた表面のみ)、運転免許証(住所等の変更があった場合は表面のみでなく変更事項が記載された裏面も必要です)など公的機関の発行したもののコピー
- ④ 相続手続きなどで、必要な方(亡くなられた方等)と請求者が違う場合は必要な方との関係がわかる戸籍の写しを添付して下さい。